

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
審議のまとめ（案）

令和3年 月

目 次

1. 検討事項

2. 審議内容

- (1) 検討の進め方
- (2) SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性
- (3) 改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱全体から見たSOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性

3. SOSの出し方に関する教育の実施上の留意事項

4. 今後の課題

(別添1) 自殺予防教育の取組に係る報告

(別添2) SOSの出し方に関する教育の取組に係る報告

○参考資料

- ・平成30年度及び令和元年度の協力者会議の設置紙・委員名簿
- ・審議経過
- ・ヒアリング資料
- ・自殺予防教育とSOSの出し方に関する教育の整理表
- ・関係通知・事務連絡（平成30年1月、8月など）
- ・子供に伝えたい自殺予防（概要）

1. 検討事項

文部科学省においては、これまで、自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであり、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、平成22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、平成23年9月には「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月改訂）を作成・公表してきたところである。

その後の政府の動きとして、平成28年4月1日に自殺対策基本法が改正され、同法第17条第3項に基づき、学校は、心の健康の保持に係る教育又は啓発等を行うよう努めるものとされた。また、同法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、自殺総合対策大綱が改定され、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等の推進が求められている。

これらの状況を踏まえ、平成30年度及び令和元年度において、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を開催し、児童生徒の自殺予防の一環である自殺予防教育に焦点を当て、我が国におけるSOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方について、調査研究を行うこととした。

2. 審議内容

（1）検討の進め方

平成30年度第1回において、協力者会議の検討の進め方を議論した際、SOSの出し方に関する教育を実践している有識者のヒアリングを行うに当たっては、既存の資料等を参考にSOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の概念の整理を行うこと、また、各地域における自殺予防教育の実践例の報告を行うことが必要であるとの意見があった。これを受け、平成30年度第2回では、自殺予防教育の取組に係るヒアリングを実施するとともに、SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係（共通点・相違点）について事務局より報告することとなった。また、平成30年度第3回では、SOSの出し方に関する教育を実践している有識者のヒアリングを行うこととなった（※別添1、2参照）。

（2）SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性

平成30年度第2回及び第3回において、事務局にて作成した「自殺予防教育とSOSの出し方に関する教育の整理表」（以下「整理表」という。）を基に議論を行った。整理表は、「子供に伝えたい自殺予防」で記載されている自殺予防教育と、SOSの出し方に関する教育の3種類のモデルを対比させている。

なお、整理表は、あくまで表外に記載の参考資料を基に作成されたものであり（※）、自殺予防教育、SOSの出し方に関する教育のいずれについても、学校現場では多様な取組が行われつつある。したがって、整理表に記載された取組以外の実践が、ただちに自殺予防教育やSOSの出し方に関する教育と呼ぶことができないわけではない点に留意が必要である。

以上を踏まえた上で、本協力者会議としては、SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性（共通点・相違点）を次のように理解した。

（※）整理表については、協力者会議の委員や取組事例の報告者からの指摘を踏まえ、一部修正を行っている。

① 教育の対象について

いずれも小学校、中学校、高等学校の児童生徒である。なお、児童生徒の発達段階に応じて、授業時間数や内容に変更が加えられることがある点も共通している。

② 教育の実施者（主体）について

いずれも教員が基本となるが、足立区の取組のように、保健師が外部講師となって授業の実質的な主体となることもある。また、北海道教育大学の取組では、現状は研究段階であるため、出前授業の形で同大学の教員が実質的な主体となっている。「子供に伝えたい自殺予防」では、「実際の授業実施は、校内実施組織での検討を経て学年単位で具体化し、子供の最も身近な存在である担任教師主体でなされることが望ましいと思われます。」と教員の主体的な取組の重要性が指摘されている。

③ 教育の目標について

自殺予防教育では、①早期の問題認識（自他の心の危機に早く気付く力をつける）、②援助希求的態度の育成の2つが目標とされている。他方、SOSの出し方に関する教育では、将来起こり得る危機的状況の際に適切な援助希求行動（信頼できる周囲の人にSOSを出す）がとれるようになることが目標とされている。したがって、困難な事態や強いストレス等の様々な危機に直面した時に、適切な援助希求行動がとれるようにすることを目指す点では、両者は共通している。

また、適切な援助希求行動を可能とするため、援助希求の重要性や方法を教えることや、様々な相談者や地域の援助機関を紹介すること、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）を教えることなども共通している。

さらに、SOSの出し方に関する教育においては、「早期の問題認識」は、明確な目標として掲げられているわけではないが、実際の授業では、ストレスの概要やつらい気持ちになった時の対処方法に触れており、一定程度、共通する要素があると言える。

④ 教育の構成について

自殺予防教育では、(a) 自殺の深刻な実態を知る、(b) 心の危機のサインを理解する、(c) 心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ、(d) 地域の援助機関を知る、といった4点が構成要素とされている（ただし、「子供に伝えたい自殺予防」では(a)の要素を含まない1時間の小学校高学年向けプログラムも展開例として示されている。また、学校の実情に応じて(a)にふれない場合もある。）。

他方、SOSの出し方に関する教育では、教育目標は共通するものの、それぞれ異なる授業構成となっている。

また、授業時間数については、自殺予防教育では、基本的に2～3時間で完結することが想定されているが、時間的余裕があれば、生徒が興味を持つ映像や身近な話題などを取り入れるなどして、3、4時間で実施することも考えられるとされている。一方で、シャルマ氏の報告では、特設の自殺予防教育の授業としては1コマであるが、教員研修を通して自殺予防の基本的な考え方を浸透させ、日常の教育活動の様々な場面で、子供たちへの指導やメッセージの発信を行う展開が示されている。

他方、SOSの出し方に関する教育では、1コマ（45～50分）の授業の中で教えることとされており、この点は、整理表に掲げられたいずれのモデルにも共通している。

⑤ 自殺に関する用語の使用について

「子供に伝えたい自殺予防」では、自殺の深刻な実態を知ることがプログラムの展開例に含まれており、「自殺」や「死」などの自殺に関する用語を使用することが想定されている。他方で、SOSの出し方に関する教育では、「自殺」や「死」などの用語を使用することは想定されておらず、この点で両者は異なっている。

ただ、ヒアリングによれば、自殺予防教育の取組においても、必ずしも「自

殺」という用語を使用しない例が見られ、この点は、児童生徒の発達段階等を踏まえて柔軟に取り組みられていることが分かった。「子供に伝えたい自殺予防」で提示されているプログラムは、あくまでモデル案であり、自殺予防教育を実施する際には、「各学校においては、その実情に合わせて教材や授業方法を工夫し、実施することが大切」と冊子にも明記してあるように、自殺という言葉を出さずに行うことも可能である。

また、自殺の深刻な実態を知ることについて、報告を受けた5つの取組においては、「子供に伝えたい自殺予防」にあるような、「自殺に関する事実と、自殺についての正しい知識を提供」している例は見られなかった。

⑥ 実施上の前提条件について

自殺予防教育では、(a) 関係者間の合意形成、(b) 適切な教育内容、(c) ハイリスクの子供のフォローアップ、(d) 下地づくりの教育やそれに先立つ校内の環境づくり、(e) 学級集団及び個人レベルでのアセスメント及びそれに基づく配慮、(f) 事前事後アンケート（スクリーニング）、(g) フォローアップ、が必要とされている。

他方、SOSの出し方に関する教育では、実施上の前提条件は特に想定されておらず、この点は、両者の相違点の一つと言える。ただし、後述のとおり、SOSの出し方に関する教育においても、事前の教員研修が重視されている点には留意が必要である。

以上、協力者会議におけるヒアリング結果（※別添1、2参照）も踏まえつつ、自殺予防教育とSOSの出し方に関する教育の関係性を整理してきた。両者は、教育の対象、主体、目標において共通する要素が多く見られる一方、授業時間数、自殺に関する用語の使用、実施上の前提条件では違いが見られた。ただ、授業時間数については、1コマで実施する自殺予防教育の展開例が「子供に伝えたい自殺予防」の中で既に示されており、また、自殺に関する用語の使用についても、ヒアリングによれば、実際の自殺予防教育の取組では、児童生徒の発達段階等を踏まえ、「自殺」などの用語を使用しないで授業を実施する例も見られたところである。いずれも、両者を区別する明確なメルクマールとはならないと思われる。

以上のことから、上記項目に従い、SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育について比較した場合、両者の違いは、主に実施上の前提条件の有無に求められると考えられる

このように、SOSの出し方に関する教育については、実施上の前提条件は特に想定されていない。これは、自殺予防教育において、児童生徒を対象とし

た当該教育を安全かつ効果的に実施する上で、丁寧な準備やフォローアップを必要としていることと明確に異なっている。

この点について、協力者会議では、SOSの出し方に関する教育に関して、次のような意見があった。

- SOSの出し方に関する教育の授業自体は1回で取り組めるということはあるが、子供たちの危機をどれだけ見極める目を周りの大人が持てるかという点に関しては、このプログラムでは非常に危険な気がする。
- 平成30年度第2回で報告のあった4つの取組事例で非常に強調されていたのは、教員研修にどれだけ力をかけるかという合意形成の部分だと思うが、SOSの出し方に関する教育ではその部分が十分ではないのではないか。
- 自尊感情の涵養は重要だが、それが1回の授業で、しかも外部からやってきた人のメッセージとして子供たちに定着するかというと、子供の環境が整わないと難しい。
- 子供にしてみると、苦しみを語っていいのかどうか、信頼関係がないところでは、SOSの出し方を技術的に学んでも、SOSを出していいと思えないと思う。そういう意味で、下地を作るという、子供が大人を信頼してもいいんだというところがとても大事。
- 自殺のリスクの高い子供たちに、SOSの出し方に関する教育を実施しても、周囲の者に相談してくれるなどの変化はあまり望めない。むしろこれらリスクの高い子供たちのSOSに周りの子供たちがいかに気付けるか、また、大人が相談されたときに適切に受け止められるかが重要であり、そのための体制を整えることが必要。

このような意見は、SOSの出し方に関する教育の目標や長所に理解を示しつつも、自殺予防教育において重視されてきた、関係者間の合意形成（特に学校の教職員における理解と合意）、下地づくりの教育といった内容が考慮されていないことを懸念するものと言える。

（3）改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱全体から見たSOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性

前節のように、改正自殺対策基本法等の中から、SOSの出し方に関する教育のみを取り出して、同教育そのものと自殺予防教育と比較した場合、前者の実施に当たっては、上記のような懸念が示される。

一方、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱全体の中で、SOSの出し方に関する教育について着目すれば、実際は、自殺予防教育で重視される要素の多くは、SOSの出し方に関する教育を明示した改正自殺対策基本法等において網羅されており、SOSの出し方に関する教育の実施に当たっては、こうした自殺予防教育で重視される要素も必要とされていることも、協力者会議において確認された。

例えば、自殺予防教育における下地づくりの教育は、改正自殺対策基本法第17条第3項の前段「各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発」に相当すると考えられる。また、校内の環境づくりは、改正自殺総合対策大綱の「(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備」(大綱 p18)に、その必要性が記載されている。早期の問題認識(心の健康)については、高校生の自殺要因が、うつ病その他の精神疾患が女子の場合は第一位に、男子でも第三位である現状を踏まえれば、こうした心の危機や心の病について、自分自身また周囲の者が気付くことはやはり必要不可欠であることから、改正自殺対策基本法第17条第3項の後段「その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」に含まれ得ると考えられる。

その上で、困難な事態や強いストレス等の様々な危機に直面した時に、適切な援助希求行動がとれるようにすることを目指す点で、SOSの出し方に関する教育そのものは、自殺予防教育の「援助希求的態度の促進」に相当すると考えることができる。

加えて、SOSの出し方に関する教育を子供たちに実施するだけでなく、改正自殺総合対策大綱の「(4) 教職員に対する普及啓発等」(大綱 p15)においては、子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度を高めること、またその受け止めの重要性について記載されている。

よって、SOSの出し方に関する教育そのものは、自殺予防教育の援助希求的態度の促進に相当し、自殺予防教育に包含されるものとして理解できる。

このように、今般の改正自殺対策基本法等において明示されたSOSの出し方に関する教育のみを取り出して着目するのではなく、当該教育が位置付けられた改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の全体に着目することで、SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性が正確に理解できる。

学校における自殺予防教育実施に向けて

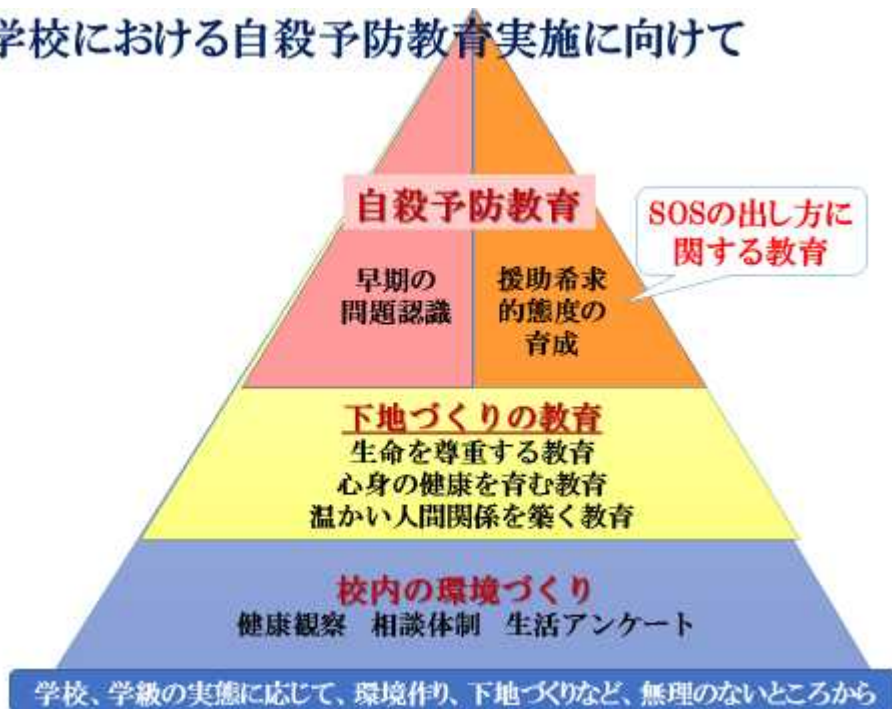


図 SOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の関係性

3. SOSの出し方に関する教育の実施上の留意事項

上記のように、SOSの出し方に関する教育のみを取り出して着目するのではない、改正自殺対策基本法等全体から見たSOSの出し方に関する教育と自殺予防教育の整理を踏まえ、SOSの出し方に関する教育が安全に行われ、一層の効果を上げる観点から、以下、自殺予防教育とは別に、SOSの出し方に関する教育を実施する上で特に必要な留意事項を整理する。このような整理を行うことにより、学校現場におけるSOSの出し方に関する教育の実施に当たって行うべきことが明確化され、同教育の一層の推進が期待できる。

他方で、SOSの出し方に関する教育の積極的な推進が求められている中で、実施上の留意事項を、あたかも条件のごとく厳格に遵守するよう求めることは、取組の普及の遅れにつながりかねない。したがって、次節では、「留意することが必要な事項」と「留意することが望ましい事項」に区別して、実施上の留意事項を整理することとする。

(留意することが必要な事項)

① 関係者間の合意形成

「子供に伝えたい自殺予防」では、自殺予防教育の実施前に関係者間で

合意を形成しておくことの必要性が強調されており、具体的には、学校における合意形成、保護者との合意形成、地域の関係機関との合意形成が求められている。

この点、SOSの出し方に関する教育を実施する場合にも、校内の関係教職員の間で、同教育を実施する意味や目標について共通理解を形成しておくことは重要であり、留意が必要である。また、自殺予防に関する適切な理解の下に授業を実施し、授業後には児童生徒のSOSに対応することができるようにするためにも、関係教職員が、事前に研修を受講することは特に重要であり、同様に留意が必要である。なお、このことは、SOSの出し方に関する教育を、保健師等の外部専門家が実質的に授業を行う場合であっても変わるところはない。

次に、保護者との合意形成については、SOSの出し方に関する教育の内容が、自殺を真正面から取り扱う内容ではなく、かつ、自殺に関する用語を積極的に使用するものでない場合は、必ずしも保護者の事前の合意（同意）は必要としないとも考えられるが、プログラムの最重点が児童生徒に「信頼できる大人への積極的な相談」を勧めることであることから、学校だより等で授業の概要を伝え、子供たちからの援助要請に適切に対応するよう求めることは重要だと言える。

また、同教育の実施により、ハイリスクを抱えているような特定の児童生徒に対して深刻な影響を与えることが予想される場合は、当該児童生徒の保護者と相談し、別のプログラムを用意するなど、柔軟な対応をとることが求められる。

② 適切な教育内容

「子供に伝えたい自殺予防」では、危険な不測の事態が生じる可能性がある自殺予防教育のプログラムとして、特定の事例を取り上げて遺書や自殺の手段などを詳細に示すようなもの、自殺を美化したり逆におとしめたりするもの、極端に感情をあおりセンセーショナルに自殺を描くようなもの、単純な因果関係で自殺を取り扱おうとするもの、特定の価値観を押し付けようとするものなどが挙げられる、としている。

SOSの出し方に関する教育においても、教育目標に即した、適切な教育内容を準備することは当然に求められるものであり、留意が必要である。また、特に外部講師を活用する場合は、教育内容や使用する教材について、事前に十分な協議を行うことが必要である。

③ ハイリスクの子供のフォローアップ

「子供に伝えたい自殺予防」では、自殺予防教育の実施により、ハイリスクの子供（身近な人の自殺を経験した子供、心の病のために治療中である子供、以前に自殺未遂に及んだことがある子供 等）が発見される事態が予想されることから、学校、家庭、地域の専門機関が協力して子供を支えていく体制を整えることも、重要な前提条件とされている。

SOSの出し方に関する教育を実施する場合であっても、学校、家庭、地域の専門機関による協力体制が構築できていることが望ましいが、少なくとも、養護教諭やスクールカウンセラー等の支援が受けられるよう、通常のフォローアップ体制を整えておくことが求められる。

④ 学校以外の他の関係機関との連携

子供の自殺の複雑な要因のうち、家庭での要因が大きい場合が多々ある。一方で、このような場合においては、精神医療の知識のほか、個人要因、児童虐待や親子関係等の家族要因等の知識や対処方法等についての知識を十分身に付けた専門家でなければ、適切に対処することは困難である。

このように子供の自殺予防は学校だけでは困難との認識のもと、子ども家庭支援センターや児童相談所等の学校以外の他の関係機関との連携体制を日頃より整えておくことが必要である。

（留意することが望ましい事項）

⑤ その他

上記以外の、改正自殺総合対策大綱等のほか、自殺予防教育の実施前後で求められている、下地づくりの教育やそれに先立つ校内の環境づくり、学級集団及び個人レベルでのアセスメント及びそれに基づく配慮、事後アンケート、フォローアップについては、SOSの出し方に関する教育が一層の効果を発揮するためには実施が望ましいものである。

他方で、1回の授業で児童生徒の自己肯定感を向上させることは容易ではないことや、児童生徒がSOSを発しやすくするためには、児童生徒と教職員との信頼関係の構築や相談しやすい雰囲気づくり・居場所づくりが重要であることも、協力者会議において改めて確認された。したがって、下地づくりの教育や子供の心に寄り添う校内の環境づくりに普段から取り組むことは、SOSの出し方に関する教育や自殺予防教育を意義あるものとするために、極めて重要であることを強調しておきたい。

4. 今後の課題

(短期的課題)

SOSの出し方に関する教育を推進していくに当たって、教育現場に周知を図っていくことが重要である。この点を踏まえ、「3.(2)」で述べたSOSの出し方に関する教育の実施上の留意事項について、従来の自殺予防教育との関係を整理して示しつつ、文部科学省から、各都道府県教育委員会等を通じて、各学校に対し示すことが必要である。

(中長期的課題)

また、SOSの出し方に関する教育について、働き方改革の観点も踏まえ、各学校現場において、必ずしも新たな負担とならないような、取り組みやすい環境を整えていくことも重要である。

この観点から、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、下地づくりの教育やSOSの出し方に関する教育等の各要素が、現在の学校教育において、保健体育や社会等の各教科でどのように位置付けられるのかを明確にするなど、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育全体の体系的な取組みの在り方を改めて整理し示していくことなどが望まれる。

また、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実態について、改めて年度内を目途に把握に向け調査に着手した上で、必要に応じて、留意事項を追加、見直すこととする。

(別添1) 自殺予防教育の取組に係る報告

平成30年度第2回において、新井委員、シャルマ直美氏(北九州市スクールカウンセラー/北九州市教育委員)、阪中委員、小田切倫子氏(さいたま市立善前小学校校長)の4名から、自殺予防教育の取組事例の報告を受けた。また、平成30年度第3回においても、川島大輔氏(中京大学准教授)及び荘島幸子氏(帝京平成大学講師)から報告を受けた。以下は報告の概要である。

① 新井委員による報告

- 兵庫県立教育研修所心の教育総合センターで「自殺予防に生かせる教育プログラム」を作成して実践している。
- 内容は、文部科学省の「子供に伝えたい自殺予防」を踏襲。下地づくりの教育を自殺予防に焦点化して作成した点が特徴。
- 対象者は中学生・高校生。STEP1「早期認識」、STEP2「援助希求」、STEP3「専門的知識」の3コマの授業を、保健体育、学級活動・LHR(特別活動)などの時間を用いて3年間で行う。いずれの授業もチーム・ティーチング(TT)で実施。
- 中学校では、「自殺」という言葉は出さずに、「心の危機」という表現を用いた。ただ、心の危機について「どのようなことがありますか」とを生徒に問いかけていく中で、自然な形で「自殺」という文言が出てくることはあった。高校では、「自殺予防」という用語を用いて授業を実施した。
- 授業実施前には、保護者にも文書等で周知。もし子供に授業を受けさせたくない場合は、別の授業を用意。
- 本プログラムを実施する学校では、事前の教員研修が必須。授業後に相談してくる子供たちを受け止めることができる教員の体制作りが重要。

② シャルマ直美氏による報告

- 北九州市では、平成26年度から、全市立学校等211校・園において自殺予防教育教職員研修を毎年度実施。講師は、各校配置のスクールカウンセラー。
- 平成30年度は、全市立学校の小学6年生と中学2年生(約15,500名)を対象に自殺予防教育を実施。講師はTT形式で、担任がT1、スクールカウンセラーがT2を務める。
- 北九州市では、教職員が主体となってスクールカウンセラーとともに自殺予防教育に取り組むことを大切にしており、そのためには教職員研修が不可欠。教職員に自殺予防教育の基本的な考え方が理解されれば、日常の教育活動の様々な場面で、子供たちへの指導やメッセージの発信が可能。自殺予防教育の考え方が学校文化の一部になることを目指している。

- 児童生徒に自殺という言葉を使って考えさせるか否かについては、学級状態などの視点も踏まえつつ、各教員に任されている。
- 教職員研修については、スクールカウンセラー、精神保健福祉センター職員及び学校の教職員で構成されるワーキンググループで研修内容を検討し、それをスクールカウンセラーが学び、自身が配置されている学校の教職員に研修する、という形式を採用。
- 学校教育でこれまで取り組んできたことを自殺予防につながる視点で見ること、自殺予防教育を小学1年生から積み重ねている。

③ 阪中委員による報告

- 自殺予防教育の目指す方向性は、援助希求と心の危機理解であると認識。
- 実際の取組では、絆を深めること、体験型学習、子供に価値を押しつけないこと、ロールプレイなどを大切にしてきた。子供と一緒に命の危機について考えることが自殺予防教育であり、それは大人自身が命に向き合う時間でもある。
- 良い聞き手になることの大切さや、必ず身近な大人につなげることを強調して伝えている。「信頼できる大人とはどのような人か」についてグループで考えるワークを行っている。
- 自殺予防教育を実施するには課題もあるが、これを克服するためには、研修を重ねることが重要。アンケートによれば、研修受講後は、自殺予防に関わる自信度がより深まっている。
- 児童生徒を対象とした核となる授業については、教員という立場で、またゲストティーチャーという立場で、基本的には2コマで実施してきた。下地づくりの教育を実施する場合は、約5～10時間であった。
- 自殺予防教育を実施する際には、主体となる教員が各学校・各学級の実情や児童生徒の発達段階に応じた教材や授業方法を教職員で協議することが大切である。ゲストティーチャーとして自殺予防教育に関わる場合は、できる限り事前に子供の様子を観察する機会をもったり、事前の打ち合わせを行ったりして、できるだけ子供の実態を把握し、実施校の先生方と授業内容について検討したうえで、授業を実施してきた。

④ 小田切倫子氏による報告

- SOSの出し方に関する教育については、児童生徒がSOSを出す、SOSを適切に受け取る、そして適切な支援・ケアにつなげることが大切。
- 児童生徒のスキル育成のため、「いのちの支え合い」を学ぶ授業（以下「同授業」という。）を特別活動として実施。対象は小学5年生から中学3年生。

同授業の活動例としては、グループによる話し合い、ロールプレイング、ストレスの発散方法として呼吸法の実践など。

- 中学2年生の学習内容は、「自分や友達の深い悩みの対処の仕方」であり、最も自殺予防教育の色が濃い内容となっている。ただ、中学2年生という発達段階から、「自殺」という言葉は使わない。
- 全学年共通の指導事項として、学校以外の相談機関の連絡先が掲載された資料配布、また、友達の深い悩みやいじめに気付いた時には、信頼できる大人に相談することを強調。
- 同授業は、担任を基本としつつ、T2として、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラーが参加。
- 全校で同じ質を保ち、負担感を少なくするため。教育課程（特別活動）への位置づけ、全校統一指導案の作成、校務用パソコンによる資料等の配信、モデル校・研究指定校の指定といった工夫を講じている。
- 現在、同授業を、小学1～4年生に拡大して実施することについて研究中。
- SOSの出し方に関する教育を推進するに当たっては、児童生徒のスキルの育成、相談体制の充実、教職員の資質向上を総合的に展開することで、児童生徒の相談の成功体験を積むことが重要。また、年間を通した意図的・計画的実施が必要。

⑤ 川島大輔氏及び荘島幸子氏による報告

- GRIPという自殺予防教育プログラムを開発して実践している。
- GRIPとは、Gradual approach（段階的アプローチ）、Resilience（抵抗力、回復力を身につける）、In a school setting（学校環境の中で）、Prepare scaffolding（足場作り）の頭文字を取ったもの。平成21年からパイロットスタディ（試験的な研究）を開始。
- 単に「大人につながう」と教えるのではなく、相談する生徒、相談にのる生徒の両方が納得できるように実践していくという足場作りが重要。
- GRIPが重視する観点は、衝動性の制御と学級における援助の成立（相談しやすい環境づくり）。その上で、5段階の段階的プログラムを用意。
- 生徒向けプログラムを実施する上で、教員は、60分程度の教師向けゲートキーパー研修を必ず受講。
- GRIPの段階的プログラムについては、フルバージョンは5時間からなるが、時間の確保が困難な学校のために、3時間で終了するショートバージョンも開発しており、いずれのプログラムでも効果が確認されている。また、効果を上げるためには最低3時間は必要だと考えているが、その点は現在も検証中。

(別添2) SOSの出し方に関する教育の取組に係る報告

平成30年度第3回において、馬場優子氏（足立区こころとからだの健康づくり課長）、井門正美氏（北海道教育大学教職大学院教職大学院長・教授）及び川俣智路氏（同准教授）から、SOSの出し方に関する教育の取組事例の報告を受けた。以下は報告の概要である。

① 馬場優子氏による報告

- 足立区におけるSOSの出し方に関する教育「自分を大切にしよう」について紹介する。同授業は、平成21年12月から、区内の高校生を対象を開始。平成30年4月からは、東京都教育委員会が作成したDVDを用いて、担任を中心とした複数人が実施するSOSの出し方に関する教育が開始。
- SOSの出し方に関する教育の目的は、児童生徒が自己肯定感を高め、将来起きるかもしれない危機的状況に備えて、SOSが出せるよう支援すること。対象は、区内の小学校、中学校、高校の児童生徒。
- 実施方法について、まず年度当初に校長会を通じて区教育委員会から授業実施に関する意向調査を行い、区が日程を調整し、地区担当保健師が出張授業を行う。所要時間は45～50分（授業1コマ）。平成30年からは、同授業の未実施校を中心に保健師が実施するとともに、学校から要請があれば可能な限り保健師を派遣することとしている。
- 平成30年度は12月末現在で、保健師が出張授業を行った学校が20校、学校主体で実施した学校が26校。平成26年から、全学校で保健師が出張授業を行うことを目指してきたが、限界もあり、未実施校も存在する。
（参考）足立区の学校数：小学校69校 中学校35校 都立高校9校
- SOSの出し方に関する教育の実施に当たり、教員向けゲートキーパー研修を実施（平成26年5月開始）。全体研修は6月と11月の年2回開催。これまでに個別研修も3回実施。全体で2時間30分の研修となっており、講義の中で、自殺の実態、自傷行為の作用、相談があったら心がけること、実際に自殺が起きてしまった場合の対応、教員向け相談窓口や区内の思春期専門相談窓口などを紹介。最後の20～30分ではデモ授業も実施。
- 授業形態については、学年単位とクラス単位があり、学校の要望に応じて変えている。平成30年4月以降はクラス単位が多い。
- 教育課程については、小学校は道徳や総合的な学習の時間、中学校や高校は保健体育の時間を使っている。
- 授業実施前の保護者対応について、原則として保護者全体に対して、事前に授業を実施する旨の連絡は行っていない。学校から希望が出た場合は、まず保健師が学校に出向き、校長、副校長、養護教諭、担当学年主任に指導案

を見てもらい、心配のある児童生徒がいる場合は必要な対応をとっている。

- このような授業を通じて、SOSを出すことが自分を大切にすることであり、SOSや悩みを誰かに相談できるようになれば、それが将来の自殺予防になると考えている。
- 「自殺」や「死」といった言葉は、学校の教員にとってなかなか扱いづらいため、使用しないこととしている。

② 井門正美氏及び川俣智路氏による報告

- 北海道教育大学教職大学院では、「命の教育プロジェクト」という6つの柱からなる総合的な活動を平成28年度から実施しており、SOSの出し方に関する教育はその一部という位置づけとなっている。
- 「SOSの出し方を学ぼう」と題した授業は、45～50分(授業1コマ)を用いて行うもので、その内容は、①自尊感情を高める「共有体験」に関するステージ、②SOSの出し方を教えるステージから構成されている。自分の調子が悪いと思った時にどのようにSOSを出すかという方法を伝えることに狙いがある。
- 同授業は、手が挙げた学校に出前授業の形で実践している。これまで、教員研修をセットにした実践は行っていないが、将来的には教員研修とあわせて実施していきたいと考えている。